

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可
根拠法令及び条項		建築基準法第59条の2第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審 査	関係条項	
	基準  (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
基 準	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「総合設計に係る許可準則について」(昭和46年9月1日 住街発第48号)</p> <p>「総合設計許可準則の一部改正について」(平成9年6月13日 住街発第74号)</p> <p>「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成9年6月13日 住街発第75号)</p> <p>「埼玉県総合設計許可取扱方針」(平成21年10月1日(平成26年3月26日改訂))</p> <p>「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)</p> <p>「水害対策と連携した総合設計制度の活用について」(令和2年9月7日 国住街第110号)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）